

# 公立大学法人大阪障がい者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

令和3年7月8日策定

## 1 目的

この方針は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために策定するものである。

## 2 対象とする物品等

本調達方針の対象とする物品等は、法人が調達する印刷物、紙製品、ゴム印等、食品類、記念品・小物雑貨、生活雑貨、木製家具等、農作物等、縫製品等、役務（クリーニング、施設等の清掃・除草、テープ起こし等）等のうち、障がい者就労施設等において供給できるものとする。

## 3 物品等の調達推進方法

- (1) 調達の必要性が新たに生じた場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。
- (2) 調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。
- (3) 調達の実施は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第17条第1項第2号により随意契約とするとともに同規程第18条第2項第1号により比較見積書を省略する。

## 4 対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設等は次のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設（障がい者支援施設）
- ② 障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設（地域活動支援センター）
- ③ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（障がい福祉サービス事業〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕を行う施設）
- ④ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- ⑤ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

- ⑥ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- ⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障がい者）
- ⑧ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）
- ⑨ 障害者優先調達推進法に規定する障がい者就労施設等と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動や事業を行っている者で、地方自治法施行規則第12条の2の3に基づき大阪府及び大阪市が認定した法人

## 5 調達目標の設定

令和3年度の障がい者就労施設等からの物品等における調達額の目標は、前年度の実績額程度とする。

## 6 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を活用するなど、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

## 7 調達の方針等の公表

- (1) 法人は、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、毎年度、調達方針及び当該年度における調達予定等について、法人のホームページにより公表するものとする。
- (2) 法人は、調達実績を取りまとめ、毎会計年度終了後、速やかに法人のホームページにより公表するものとする。